

令和2年9月定例会 総務委員会（事前）

令和2年9月7日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

浪越委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時12分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の9月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には着座のままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【提出予定議案等】（提出予定議案、補正予算案の概要、説明資料）

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第8号 徳島県税条例の一部改正について
- 議案第21号 教育用パソコンの購入契約について
- 議案第23号 令和元年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第1号 令和元年度決算に係る健全化判断比率の報告について
- 報告第3号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 再就職状況について（資料1）
- 職員の不祥事について

板東経営戦略部長

9月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の令和2年9月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案28件及び報告9件であります。

その内訳は、予算案が第1号から第3号までの3件、条例案が第4号から第12号までの9件、負担金議案が第13号から第19号までの7件、契約議案が第20号及び第21号の2件、その他の議案が第22号の1件、決算認定議案が第23号から第28号までの6件、報告につきましては第1号から第9号までの9件となっております。

それでは、議案の順序に従い、順次御説明いたします。

まず、予算案につきまして、お手元に御配付の令和2年度9月補正予算案の概要を御覧いただきたいと存じます。

1ページを御覧ください。

今回の補正予算案は、災害列島、人口減少に新型コロナウイルス感染症を加えた三つの

国難打破に向けた施策展開を加速するため、3本柱により編成いたしました。

一つ目は、（1）に記載のとおり、中小企業・農林漁業者等の事業継続支援の業と雇用を守る取組、感染防止対策や家庭への経済的支援といった暮らしと命を守る取組などの新型コロナ対策を推進いたします。

二つ目の（2）は、国の防災・減災、国土強^{じん}靱化のための3か年緊急対策の総仕上げとして事前防災対策の集中的な実施や令和2年7月豪雨を踏まえた避難意識の醸成などの災害列島対策を推進いたします。

三つ目の（3）は、木育の推進と県産材の魅力発信を行う徳島ならではの木育拠点の整備や、本県の観光資源を生かした誘客促進などの人口減少対策を推進いたします。

また、補正予算の規模といたしましては、2、9月補正予算規模にお示ししておりますとおり、債務負担行為及び国民健康保険事業特別会計を含め、合計で191億5,397万7,000円となっております。

資料2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります、（1）に記載のとおり、分担金及び負担金、国庫支出金及び寄附金から県債におきまして補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、総務費から衛生費及び農林水産業費から教育費におきまして補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、もう一度、1枚物の提出予定議案を御覧ください。

第3号の令和2年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算につきましては、工事の発注に当たり、適正な工期を確保するため繰越明許費の設定を行うものであります。

第4号の条例改正につきましては、食品衛生法の一部が改正されたことに伴い、営業の施設に関する基準について、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるものであります。

第5号の条例改正につきましては、食品衛生法の一部が改正されたことに伴い、特定食品製造事業者の範囲を改めるものであります。

第6号及び第7号の条例改正につきましては、住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務の範囲及び個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大するものであります。

第8号の条例改正につきましては、地方税法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例が設けられたことに伴い、対象となるイベント等を指定するものであります。

第9号の条例制定につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の資金の貸付けについて、利子補給金を支給する事業に要する経費に充てるため、基金を設置するものであります。

第10号の条例改正につきましては、家畜改良増殖法の一部が改正されたこと等に鑑み、家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付等に係る手数料を定めるものであります。

第11号の条例制定につきましては、肥料取締法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

第12号の条例改正につきましては、建築基準法の一部が改正されたことに伴い、建築物

の建ぺい率等に関する特例許可申請に対する審査手数料を定めるとともに、二級建築士又は木造建築士の免許登録事務等を指定登録機関に行わせることに伴い、所要の改正を行うものであります。

第13号から第19号までは、令和2年度の県営事業に対する受益市町村負担金につきまして、地方財政法第27条第2項などの規定に基づき、議決をお願いするものであります。

第20号の変更請負契約につきましては、新労務単価の適用に伴い、契約金額について変更を行うものであります。

第21号の購入契約につきましては、契約金額が7,678万円、契約の相手方は四国通建株式会社徳島支店となっております。

第22号の地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期目標の策定につきましては、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第3期中期目標を定めるに当たり、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議決をお願いするものであります。

第23号につきましては、令和元年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

第24号につきましては、病院事業会計の令和元年度決算の認定を、第25号から第28号につきましては、企業局の各会計に係る令和元年度剰余金の処分及び決算の認定を、それぞれ、お願いするものであります。

続きまして、報告案件であります。

報告第1号、令和元年度決算に係る健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政状況を判断する指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標を監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第2号、令和元年度決算に係る資金不足比率の報告につきましては、同じく地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業の財政状況を判断する指標として資金不足比率を監査委員の意見を付して、報告するものであります。

報告第3号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては7件で、合計金額は151万9,281円となっております。

報告第4号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては5件で、合計金額は128万2,000円となっております。

報告第5号、損害賠償（学校事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、金額は20万円となっております。

裏面を御覧ください。

報告第6号、損害賠償（遺失物返還に係る物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、金額は9万5,000円となっております。

報告第7号、損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、金額は5,130円となっております。

報告第8号につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の業務の実績に関する評価結果を報告するものであります。

報告第9号につきましては、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に係

る業務の実績に関する評価結果を報告するものであります。

提出予定議案の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきましては、その概要を御説明申し上げます。

お手元の総務委員会説明資料により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は予算案1件、条例案1件、契約議案1件、決算認定議案1件、報告2件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、（1）歳入歳出予算のア、総括表の一番下、総計欄の左から二つ目でございますが、今回の補正額が7,640万円となっております。

補正後の合計額はその右隣でございますが、諸局を含めまして1,207億9,668万7,000円となっております。

総括表の右側にあります財源内訳ですが、一番右端の一般財源が減となっている部分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源振替をさせていただいております。

特に、スマート県庁推進課において当初予算で計上しておりましたローカル5Gプロジェクトについては、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、新しい生活様式に対応した県民の生活スタイルを実現するための事業となるよう内容を見直し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源振替を行うものです。

続きまして、2ページをお開きください。

イ、課別主要事項について御説明申し上げます。

総務課につきましては、私立高等学校等オンライン学習環境整備支援事業としまして、私立学校における一人1台端末の整備に要する経費の補正を計上しております。

3ページを御覧ください。

職員厚生課につきましては、令和2年7月豪雨救援対策費としまして、職員住宅への被災者受入れに要する経費の補正を計上いたしております。

スマート県庁推進課につきましては、脱ハンコ！県庁バックオフィスデジタル化加速事業としまして、電子決裁に対応していない一部システムの開発、改修に要する経費の補正を計上いたしております。

4ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

5ページを御覧ください。

2、その他の議案等についてでございます。

5ページに記載の（1）条例案1件、次の6ページに記載の（2）物品購入契約1件につきましては、先ほど御説明を申し上げたとおりでございます。

7ページをお開きください。

（3）令和元年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、認定をお願いするものでございます。

（４）令和元年度決算に係る健全化判断比率の報告についてでございますが、こちらに記載しておりますのは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく令和元年度決算に係る健全化判断比率でありまして、今議会に監査委員の意見を付して報告させていただくものです。

まず、左から見ますと実質赤字比率、次の連結実質赤字比率については、共に一と記載のとおり、赤字額は発生しておりません。

次の実質公債費比率は11.7パーセント、右端の将来負担比率は180.6パーセントとなっております。それぞれの比率の下、括弧内の数値は早期健全化基準、いわゆる黄色信号に当たる基準比率でございます。仮にこの基準を超えた場合、自主的な改善努力による財政健全化を求められることとなり、財政健全化計画を策定し、議会での議決等が義務付けられますが、前年度に引き続き、本県の比率はこの基準をクリアしております。

なお、監査委員の意見書を御配付させていただいております。

８ページをお開きください。

（５）専決処分等の報告についてでございますが、アの職員の交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきましては、記載のとおり４件の報告をさせていただくものでございます。

１件目が、三好郡東みよし町在住の方と賠償金42万9,309円で和解したものでございます。その内容は、令和元年8月10日に県車両が交差点に進入した際、相手車両と出合い頭に接触したものでございます。

２件目が、徳島市在住の方と賠償金43万8,400円で和解したものでございます。その内容は、令和元年11月21日に県車両が三さ路で本線へ合流しようとした際、右折しようとした相手車両と接触したものでございます。

３件目が、徳島市在住の方と賠償金5万5,680円で和解したものでございます。その内容は、令和2年5月7日に県車両が交差点に右折して進入した際、前方より左折して進入した相手車両と接触したものでございます。

４件目が、板野郡藍住町在住の方と賠償金14万5,632円で和解したものでございます。その内容は、令和2年5月8日に県車両がドアを開けた際、風にあおられ、隣に駐車中の相手車両に県車両のドアが接触したものでございます。

県有車両の運転時における安全確認の徹底につきまして、引き続き、注意喚起を行うとともに、職員の交通安全への意識を高めるため、秋の全国交通安全運動に合わせて9月から10月にかけて、交通安全研修2020を実施することとしており、今後とも事故防止に向け、しっかりと取り組んでまいります。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、２点、御報告申し上げます。

まず、お手元の資料１を御覧ください。

退職職員の再就職状況についてでございます。

令和元年度に退職した正課長級以上の職員の再就職先等の状況につきまして、表のとおり公表することといたしましたので御報告いたします。

続きまして、資料はお配りしてございませんが、職員の不祥事案について御報告させていただきます。

総合政策課で勤務していた昨年11月、事業者から提出された交付金の申請1件について、審査会を開催するなど正式な手続を行わずに不採択の通知をした環境指導課の職員を去る8月14日付けで停職1月の処分といたしました。

また、同日付で昨年度の光熱費等の支払について、正式な支払手続を行わずに自費で支払っていた動物愛護管理センターの職員を減給1月の処分といたしました。

この度の行為は、公務員としてあるまじきものであり、誠に遺憾であります。今後、より一層の職員の綱紀の粛正及び服務規律の確保の徹底に努めてまいります。

経営戦略部・監察局・出納局関係の報告は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

浪越委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

山田委員

9月補正の全体を板東経営戦略部長さんから報告を受けました。

今回この補正予算の財源等々についても少し聞いておきたいのです。特に以前にも伺いましたけれども、財政調整基金の積み戻しの件です。もう決算は確定しましたけれども、剰余に当たる部分の半分を財政調整基金に積み戻すというのが、過去からのルールになっています。

しかし、今回の補正予算には、この積み戻しは入っていないというふうに思うのですけれども、どう対応されたのか。毎年この時期に積み戻すというのが通例になっていたと思うのですが、昨年度含めて3年ぐらいの状況等々を御説明いただきたいと思います。

岡財政課長

山田委員より、9月補正における財政調整基金への積み戻しについての御質問がございました。

御指摘がございましたとおり、地方財政法第7条で決算剰余が生じた場合はその2分の1以上について、令和元年度決算が確定しましたので、翌々年度の令和3年度中に半分以上を積み立て、若しくは償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないこととなっております。

今回の補正につきましては、例年とは異なり財政調整基金への積み戻しは行ってはいないところでございます。その意図としましては、今年度においては今後の更なる新型コロナウイルス感染症の予算対応にも備えまして、当面の間は留保しつつ令和2年度最後の2月補正で税収の見込みや歳出削減努力の結果を踏まえまして、積立額を決定してまいりたいと思っております。今回のような補正予算の編成となっております。

なお、過去3年でございますが、平成29年につきましては、前年度の決算剰余が76億円ある中で9月補正と2月補正を合わせて50億円の積立て、平成30年度は86.6億円の前年度決算剰余がある中で50億円の積立て、令和元年度につきましては98.4億円の前年度決算が

ある中で50億円の積立てを行っているところでございます。

山田委員

今回の9月補正については見送ったという状況です。今、3年のスパンを聞いたのですけれども、もう一回、積み戻さなかった理由、新型コロナウイルス感染症のという発言をされたのですが、もう少しちょっと詳しく御報告を頂きたい。9月補正、2月補正ということで積み戻しをするということになるわけですけれども、以前にも9月補正で積み戻さなかったことはあるのかという点についても併せて御答弁ください。

岡財政課長

財政調整基金への積み戻しについて2点、お尋ねございました。

なぜ積み戻さなかったのかという御質問でございます。繰り返しにはなりますが、地方財政法上、積み戻しを行わなければいけないのは、翌々年度まででございますが、定例的には9月補正で行っているところでございますが、必ずしも今回の9月補正で行わなければいけないというわけではないというのが1点です。

では、なぜ積み戻さなかったのかといえば、新型コロナウイルス感染症の予算対応は、これまで随時行ってきたところでございますが、今後の情勢変化に併せて更なる財政出動ということも想定されるところでございますので、現段階で繰越金を積み立てておくというよりは、一旦補正の財源として手元に置いたままいくのが適切なのではないかと考えているところでございます。

9月補正で積み戻しを行わなかった例でございます。

平成19年度におきましては、9月補正で歳入歳出補正を全くしませんでしたので、その後の11月補正で積み戻しを行っているという例があるところでございます。

山田委員

平成19年度まで遡らないとない。通常はこういう格好でやってきたわけですけれども、今回はしなかったということです。これは、また引き続き、付託委員会で聞いていきたいと思えます。

それから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が第一次補正、第二次補正を合わせて159億9,000万円、約160億円と言われております。6月補正で36億円という状況が出たのですけれども、この9月補正ではどれだけ充当したのか、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第一次補正、第二次補正分の残額はあるのかという点と、今全国知事会等々から第三次補正についても要望があったという点があると思えますので、それらの動きについても御報告いただけたらと思えます。

岡財政課長

山田委員より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の件について3点御質問がございました。

まず充当額でございますが、今回の9月補正においては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を67億円財源として活用しているところでございます。

二つ目の残額はというところでございますが、委員からも御指摘がございましたとおり、第一次補正、第二次補正を合わせて、県単独分で160億円ございますが、9月補正をもって160億円全て充当したところでございます。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当可能であるにもかかわらず、充当していない事業が32億円程度ございますので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 coming 以上一般財源を活用して、積極的な措置を行って事業運営を行ってきているところでございます。

ということでございますので、本県は、更に国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加の配分があっても使えるという状況でございますが、この間、全国知事会の地方財政常任委員会が全国調査をしたところ、全国で5,000億円程度、まだ活用の余地があるという調査結果が出ているところでございますので、こういったバックデータと合わせて全国知事会として、国に対しての新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の更なる追加というところも要請しているところでございます。

浪越委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時38分）